

中国ビザの現況

岡山県上海事務所 小林和暁

(日中経済貿易センター上海事務所 副所長)

はじめに

2013年7月1日に新「中華人民共和国出入国管理法」(以下、「新法」という。)が施行され、9月1日にはその実施細則に位置付けられる「中華人民共和国外国人出入国管理条例」(以下、「新条例」という。)が施行されました。

新条例の施行後、約3ヶ月が経過し、ビザ取得にかかる実務的な取扱いが分かってきましたので、中国ビザの現況をニーズが高いMビザ(業務出張)、Z(駐在)ビザ、S(家族帯同)ビザに絞って紹介します。

Mビザの手続き

15日を越えて商業目的で中国に滞在する場合は、Mビザの取得が必要です。新法と新条例の施行前はFビザを取得していましたが、現在Fビザは交流、訪問、視察等の非商業性活動目的の渡航に限られており、業務出張の場合はMビザを取得するようになります。なお、実務上では交流、訪問、視察目的であってもFビザが発給されることは極めて少なく、実際にはMビザが発給されています。

Mビザの取得にはパスポート(コピー不可、以下同様)と顔写真の他、訪問先(または自社の現地法人)発行のインビテーション(招聘状)が必要で、日本にある中国大使館、領事館で申請できます。

インビテーションには次の項目を中国語で記入します。

- ① 申請者に関する情報
氏名(漢字と英語)、国籍、生年月日、パスポート番号、会社名、会社所在地、会社電話番号
- ② 招聘に関する内容
招聘(渡航)目的、入国予定日、滞在予定日数、申請するビザの有効期間と入国回数
※ 招聘目的は滞在予定日数と符合する目的を記入する必要があります。
※ マルチビザの取得には中国商用ビザの取得歴1回以上、中国渡航歴2回以上が必要です。
- ③ 「出張の諸費用はすべて日本側負担、出張目的以外の活動は一切しない」との明言
- ④ 招聘元に関する情報
会社名称、所在地、電話番号、担当者、担当者の携帯電話番号、代表者署名、会社公印

なお、Mビザで中国に入国しマンションに居住する方は、入国後24時間以内に管轄の公安で外国人臨時宿泊登記をしなければなりません(ホテルに居住する場合は不要です。)

<必要書類>

- ① パスポート
- ② マンションの契約書

また、外国人臨時宿泊登記は入国の度に毎回申請が必要です。

Zビザの手続き

中国に所在する企業で働く外国人は必ずZビザ取得後に渡航し、中国で「外国人就業証」（以下、「就業証」という。）と「外国人居留証明書」（以下、「居留証」という。）を取得しなければなりません。以下、その手順を説明します。

1 渡航前：中国側企業での手続き

(1) 管轄地の人力資源・社会保障行政部門で「中国外国人就業許可証」（以下、「就業許可証」という。）の発給を申請します。

<必要書類>

- ① 外国人雇用就職申込書
- ② 赴任予定者の履歴証明
- ③ 在中国の企業と赴任予定者の雇用同意書
- ④ 外国人を雇用する理由書
- ⑤ 赴任予定者の資格証明書
- ⑥ 受入企業の関連資料
(営業許可証、批准証書、定款など)
- ⑦ その他、提出要求がある資料

※ 就業許可証の取得には5日～15日程度必要です。

(2) 就業許可証の取得後、管轄地の対外経済貿易部門で査証発行許可通知書を申請します。

2 渡航前：日本での手続き

日本にある中国大使館、領事館でZビザを申請します。

<必要書類>

- ① パスポート
- ② 顔写真(3cm×4cm)
- ③ 査証申請書
- ④ 中国で取得した就業許可証の原本
- ⑤ 中国で取得した査証発行許可通知書の原本

※ この他、健康診断書が必要な場合がありますが、特に要求がない場合はビザ取得後に中国国内で健康診断を受けることも可能です。

※ 日本でのZビザ申請は本人が行うこともできますが、運用が変更されることもあるため、旅行会社を通しての申請を推奨します。

※ Zビザの取得には4日程度必要です。

3 渡航後：中国での手続き

(1) 中国入国後15日以内に、赴任者は就業許可証に基づき中国側受入企業と労働契約を締結します。

(2) 管轄地の人力資源・社会保障行政部門に就業証を申請します。

<必要書類>

- ① パスポート
- ② 就業許可証
- ③ 健康診断書(日本国内でZビザ申請時に健康診断書を提出した場合は不要)
- ④ 雇用契約書コピー
- ⑤ 外国人就業登記表
- ⑥ 顔写真(中国で2寸といわれるサイズ)

※ 就業証の取得には7日～15日程度必要です。

(3) 就業証取得後、入国30日以内に中国の受入企業所在地を管轄する公安出入国管理部門へ居留証を申請します。

<必要書類>

- ① パスポート
- ② 健康診断書
- ③ 就業証
- ④ 顔写真(中国で2寸といわれるサイズ)
- ⑤ 中国側受入企業の営業許可証
- ⑥ 外国人居留申請書

※ 居留証の取得には15日程度必要です。

なお、ノービザ、Fビザ、Mビザで中国に入国し、中国国内でZビザを取得することはできませんのでご注意ください。

Sビザの手続き

赴任者の帯同家族は、S1（180日以上滞在）またはS2（180日未満）ビザの申請を、日本にある中国大使館、領事館でする必要があります。

<必要書類>

- ① 中国国内に居住する外国人発行のインビテーション

記載事項

- ア 申請者の氏名、性別、国籍、生年月日、パスポート番号
 - イ 申請者の訪中目的、到着日、出発日、予定居住地、予定居住期限、費用負担先など
 - ウ 招聘者（呼び寄せ者）の氏名、電話番号、住所、署名など
- ② 招聘者のパスポートコピー、居留証コピー
 - ③ 申請者と招聘者の親族関係を証明する書類（戸籍謄本、結婚証、出生証など）の原本とコピー
 - ④ その他、要求のある書類

また、中国入国後 30 日以内に居住する地域の県級以上の出入国管理機関で居留許可を申請する必要があります。

おわりに

この他、F（訪問）ビザ、X（留学）ビザ、J（記者）ビザ、R（人材）ビザ等がありますが、

ここでは割愛します。

なお、実務的な取扱いは現時点（2013年11月末）でも調整中であり、必要書類や審査期間等は今後変更となる場合があります。また、申請したビザと実際に発給されるビザの種類が異なる場合もありますので、最新の情報を確認のうえ、十分ご注意ください。

（2013年11月）